

○大東文化大学教職課程センター規則

平成27年7月29日

制定

第1章 総則

(設置)

第1条 大東文化大学（以下「本学」という。）に、大東文化大学教職課程センター（以下「本センター」という。）を置く。

2 本センターは、本学板橋校舎に置き、分室を本学東松山校舎に置く。

(目的)

第2条 本センターは、教員免許・資格養成課程にかかわる専門性の形成を全面的に支援し、諸資格を持った有為な人材を輩出することによって、社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本センターは、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 教員養成及びその他の資格に関するカリキュラムの編成と運営
- (2) 教員免許及び資格を取得する学生の資質向上
- (3) 教員免許及び資格養成課程に関わるキャリア支援及び採用試験合格支援
- (4) 地域・学校・教育委員会との連携
- (5) その他必要と認められる事業

2 前項各号に規定する事業については、学部・学科と綿密な連携・協力の下に推進するものとする。

第2章 教職員

(教職員)

第4条 本センターには、次の各号に掲げる教職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 教員
- (3) 事務室長（又は事務長）
- (4) 事務職員

(所長及び所長の職務代行)

第5条 所長の任命は、学校法人大東文化学園職員任免規則（以下「任免規則」とい

う。) 第6条の3第1項の規定による。

2 所長の任期は、任免規則第8条の2の規定による。

3 所長の職務は、学校法人大東文化学園事務組織並分掌規則第6条第5項の規定による。

4 所長に事故あるとき又は所長が欠けたときは、所長があらかじめ指名した者が、所長の職務を代行する。

(教職課程センター教員)

第6条 本センター教員は、次の各号のとおりとする。

(1) 専任教員 資格課程に係る本学の学部・学科に所属しながら、専ら本センターの授業及びこれに付随する教育活動、研究活動、社会連携活動及び校務に従事する専任教員又は特任教員

(2) 兼任教員 本学の学部・学科に所属し、本センターの授業及びこれに付随する教育活動、社会連携活動並びに校務にも従事する専任教員又は特任教員

(3) 兼任教員 他の大学等の教員等で、本センターの授業及びこれに付随する教育活動に従事する非常勤講師

2 本センター教員(兼任教員を除く)は、本センターの事業計画に基づき、教育研究、各種調査及びその他の業務に従事する。

(資格審査)

第7条 専任教員及び兼任教員についての資格審査は、本センター管理委員会(以下「管理委員会」という。)が行う。

2 前項に規定する資格審査は、教員選考基準、その他本センター教員選考に関する内規の規定によるものとする。

3 管理委員会は、第1項に規定する資格審査を行うにあたって、本センター教員(特任教員及び兼任教員を除く)による資格審査委員会を設置する。ただし、嘱任予定者の専門分野によっては、本学の学部等の教員を資格審査委員に委嘱することができる。

(委嘱)

第8条 専任教員は、学部からの移籍の場合には当該教員が所属する学部教授会及び管理委員会における議を経て、公募による選考の場合には管理委員会の議を経た後、当該教員が所属予定の学部教授会における報告を経て、それぞれ学長の承認に基づき、理事長がこれを委嘱する。

2 兼任教員は、当該教員所属の学部教授会の議を経て、学長の承認に基づき、理事長が

これを委嘱する。

- 3 兼任教員は、管理委員会の議を経て、学長の承認に基づき、理事長がこれを委嘱する。

(昇格)

第9条 専任教員の昇格は、管理委員会の議を経た後、当該教員が所属する学部教授会における報告を経て、学長の提案に基づき、理事会がこれを決定する。

(任期)

第10条 第6条第1項第2号に規定する兼任教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 第6条第1項第3号に規定する兼任教員の任期は、大東文化大学非常勤講師就業規則によるものとする。

(事務室長及び事務職員)

第11条 事務室長（又は事務長）は、所長の指示を受けて本センターの事務を統括処理する。

- 2 事務職員は、事務室長（又は事務長）の指揮の下に事務を処理する。

第3章 管理委員会

(管理委員会)

第12条 本センターに、管理委員会を置く。

- 2 管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、第2項第4号から第7号については第2項第2号及び第3号の教員が兼任できるものとする。

- (1) 所長
- (2) 専任教員 若干名
- (3) 兼任教員 若干名
- (4) 中高教職の各教科を担当する専任教員又は特任教員 各1名以上
- (5) 幼小教職課程又は保育士課程を担当する専任教員又は特任教員 1名以上
- (6) 社会教育士養成課程、学芸員課程を担当する専任教員又は特任教員 各1名以上
- (7) 司書・司書教諭課程委員会が選出した専任教員又は特任教員 1名
- (8) 所長が推薦する者 若干名

- 3 前項第2号から第8号に規定する委員は、管理委員会の議を経て、所長の推薦に基づき、学長がこれを委嘱する。

- 4 第2項第2号に規定する委員の任期は設けない。

- 5 第2項第3号から第8号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただ

し、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 管理委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。
- 7 委員長は、管理委員会を招集し、その議長となる。
- 8 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 9 管理委員会に幹事を置き、事務室長（又は事務長）をもって充てる。

（審議事項）

第13条 管理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本センターの事業計画及びその運営に関する事項
 - (2) 本センターの予算及び決算に関する事項
 - (3) 本センターの専任教員の資格審査に関する事項
 - (4) 本センターの兼任教員人事に関する事項
 - (5) 本センターの兼任教員の資格審査に関する事項
 - (6) 各学部・学科の教職課程に関するカリキュラムへの提言事項
 - (7) 本センターにかかわる規則等の制定及び改廃に関する事項
 - (8) その他所長から付議された事項
- 2 所長は、管理委員会の議決事項を学長に報告し、承認を得るものとする。
 - 3 管理委員会の議決事項のうち、第1項第7号については、各学部教授会及び大学評議会の議を経て学長の承認を得なければならない。

（定足数）

第14条 会議は、委員総数の過半数をもって成立する。

（議事）

第15条 会議の議事は出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第13条第1項第3号から第6号の決議については出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

（議事録の作成）

第16条 委員長は会議終了後速やかに議事録を作成し、次回の会議において確認するとともに、本センターの事務室に保管し、閲覧に供することができる。

（専門部会）

第17条 教員免許や各資格養成課程に関する個別の事項について審議するため、管理委員会の下に必要なに応じて専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会に関する必要な事項は、管理委員会の議を経て、所長がこれを定める。

(委員会)

第18条 本センターと各学科との連絡調整を図るため、管理委員会の下に次の委員会を置く。

- (1) 全学教職課程委員会
- (2) 学芸員課程委員会
- (3) 社会教育士委員会
- (4) 司書・司書教諭課程委員会

2 前項各号に定める各委員会に関する構成委員、運営等に必要な事項は、管理委員会の議を経て、所長が別にこれを定める。

第4章 事業年度等

(事業計画及び予算)

第19条 所長は、本センターの事業計画及びこれに伴う収支予算を作成し、管理委員会の議を経て、学長に提出し、承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第20条 所長は、本センターの事業報告書及び収支計算書等の決算に関する書類を事業年度終了後、速やかに作成し、管理委員会の議を経て、学長に提出し、承認を得なければならない。

(事業年度)

第21条 本センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第5章 規則等の改廃

(細則)

第22条 この規則の施行について必要な細則は、管理委員会の議を経て、所長がこれを定める。

(規則の改廃)

第23条 この規則の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各項の規定は、理事会の承認を得られた日から施行する。
- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。この規則の施行後、最初に委嘱される委員に係る手続についても、同様とする。

3 第8条第1項の教員の委嘱については、「当該教員所属の学部教授会及び管理委員会の議を経て」を「当該教員所属の学部教授会の議を経て」と読み替えるものとする。

4 第8条第2項の教員の委嘱については、「管理委員会の議を経て」を「当該教員所属の学科協議会及び学部教授会の議を経て」と読み替えるものとする。

附 則（令和2年3月18日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月28日）

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和5年2月22日）

この規則は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和5年10月25日）

この規則は、令和5年11月1日から施行する。